

募集要項等に関する質問への回答

No.	募集要項等の資料名	頁と項目等	質問の内容	回 答
1	02-1 募集要項	1 目的	令和11年4月から始まる製品プラー一括回収に向けて、市民皆様への周知徹底はどのように進められるかご教示ください。	分別の変更に係る市民の皆様への周知については、多様な媒体を用いて令和10年度から段階的に進める予定です。
2	02-1 募集要項	2 応募資格	応募資格の中に、広島市物品・役務等競争参加資格の取得が明記されていませんが、不要という解釈で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	02-1 募集要項	4 再商品化等に係る条件 (2) 搬入方法等	市内に一次保管場所を設ければ、選別・中間処理施設は市外に設けても良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	02-1 募集要項	4 再商品化等に係る条件 (4) 選別・中間処理工程	「本市の搬入物と他都市や民間事業者から搬入されたプラスチック等が混在しないよう、保管場所を分けて管理できる体制を確保すること」とありますが、選別時に発生する残渣も分ける必要がありますでしょうか。	提案内容にもよりますが、選別・中間処理工程において本市の搬入物から選別された不適物（残渣）についても、本市の責任において処理すべきものと考えています。このため、保管場所は分ける必要があります。
5	02-1 募集要項	4 再商品化等に係る条件 (6) 各工程で生じた不適物等の残渣の処理	「小型家電は他の不燃性不適物とは別にすること」とありますが、分けた小型家電の扱いについてご教示ください。	小型家電のリサイクルを推進するとともに、小型家電は発火の危険性があるものも含まれていることから、他の不燃性不適物とは別に小型家電を選別することとしています。 なお、埋立地への搬入に当たっては、小型家電のみの搬入を基本としますが、搬入時に、他の不燃性不適物と分けて荷降ろしすることができる場合は、混載も可能です。
6	02-1 募集要項	4 再商品化等に係る条件 (6) 各工程で生じた不適物等の残渣の処理	「本市の処理施設で処理できない不適物」とは具体的にどのようなものを想定されているのかご教示ください	令和11年4月以降の分別の変更後も、選別・中間処理工程において選別された不適物は、現行と同様に本市処理施設等で本市の責任において処理するものと考えています。 なお、選別・中間処理工程で発生する不適物のうち、本市の処理施設での処理を想定しているのは、広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第2条各号に規定するごみの種類のうち、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみです。これら以外のごみについては、原則、本市の処理施設で処理することはできません。
7	02-1 募集要項	5 連携事項	再商品化工程にて発生する残渣の処理、技術S V、33条大臣認定のサポート業務を担う企業を構成事業者を含めることは可能でしょうか。	可能です。
8	02-1 募集要項	6 本市と連携事業者の役割 (1) 本市の役割 イ	広島市様から連携事業者への支払いは、月締めで代表企業へ一括して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	02-1 募集要項	7 応募申込書の提出 (3) 提出書類	弊社は新しい設備が必要であり、現在建設中の設備に追加する場合、新たに電力会社による電力供給設備工事が必要となり、約3年の工期が必要であるとの事で、そのことを回避するために、便宜上、新会社（弊社が100%出資）を設立する予定です。その場合、申込書（広島市税の納税証明書用）の提出で宜しいでしょうか。	募集要項7(3)に記載された、提出書類②から⑤のうち、広島市税の納税証明書が提出できない場合は様式3－1申立書（広島市税の納税証明書用）を、その他の提出書類のうち提出できない書類がある場合は、様式3－2申立書（応募申込書のその他の提出書類用）を提出してください。
10	02-1 募集要項	9 企画提案書の提出 (7)（様式6）提案処理単価見積額の留意事項	見積価格の上下限額の設定はありますでしょうか。	上下限額の設定はありませんが、想定している概算事業費から大きく乖離している場合は、算出根拠等の詳細な聞き取りを行います。

募集要項等に関する質問への回答

No.	募集要項等の資料名	頁と項目等	質問の内容	回 答
11	02-1 募集要項	12 契約の手続 (2) 契約の方法	処理単価について、中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等により物価上昇が続いており、処理単価につきましてはは年度単位での見直しは可能でしょうか。また、客観的な経済指標、労務単価の変動及び法令改正等によるコスト変動について具体的にご教示頂けませんでしょうか。	本委託業務の契約に当たっては、別途、見積書を徴取し、契約期間中（令和11年4月1日から令和14年3月31日までの3年間）の処理単価を定めた上で契約を締結する予定であり、当該単価については、契約期間の全てに適用されるものであるため、原則、年度単位で処理単価の見直しを行うことは考えていません。 なお、処理単価の考え方としては、本公募において提案された処理単価を基礎とするものの、契約締結までの間において、社会情勢等の変化により、見積額を変更する必要がある場合については、提案時点から契約締結時点までの客観的な経済指標、労務単価の変動及び法令改正等によるコスト変動を勘案し、改めて本市と連携事業者で協議の上、決定することとしています。 このため、見積額を変更する必要性が生じた際のコスト変動等に係る具体的な挙証資料については、連携事業者の事情により提示すべきものですが、客観的な経済指標や労務単価の変動を示す指標の一例としては、公共工事設計労務単価、広島県最低賃金、消費者物価指数、企業向けサービス価格指数等が考えられます。
12	02-1 募集要項	12 契約の手続 (2) 契約の方法	処理単価は社会情勢の変化等により協議して決めるのですが、年度ごとに見直しを行うということによろしいでしょうか。	上記No. 11の回答の1段落目に同じです。
13	02-1 募集要項	12 契約の手続 (3) 契約期間	契約期間について、令和11年4月1日から令和14年3月31日までの3年間及び1回に限り、再度3年間の契約を締結することができるとなっておりますが、6年後は再度公募型プロポーザル等にて、事業者の選定を行うという解釈で宜しいでしょうか。	令和17年4月1日以降の事業者の選定方式については、現時点では未定です。
14	02-1 募集要項	12 契約の手続 (3) 契約期間	「1回に限り、再度3年間の契約期間で契約を締結することができる。」とありますが、それ以降のお考えをご教示ください。	上記No. 13の回答に同じです。
15	02-1 募集要項	13 その他	委託契約書のドラフト案をご教示頂くことはできますでしょうか。	現時点でお示しできるものではありません。
16	02-3 連携協定書	家庭系プラスチック選別・再商品化等に係る連携協定書（案）	複数で連携事業者を構成する場合の代表団体に求められる役割についてご教示ください。	複数の団体により構成するグループで応募される場合、募集要項「5 連携事項」に定める各連携事項等について役割分担等をされた上で、代表団体はグループを統括し、本委託契約の締結までに行う本市との手続等を、主体となって取り組むことが求められます。
17	06 業務実績調書	様式4-2、4-3	令和8年度分は、8月までの実績値の記載でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	07-1 企画提案書	再商品化手法及び手法ごとの処理量（t）	再商品化手法を複数用いる場合の手法毎の割合について、提案時の割合は遵守することが求められますか。例えば計画量より発生量が変動した場合等に事業開始後再商品化手法毎の比率変更は可能でしょうか。	公平かつ公正な公募を実施する観点等から、企画提案時の再商品化手法毎の比率を遵守していただくことを基本とします。 一方で、本委託業務に係る業務開始後に、搬入物の発生量が想定量と大きく乖離した場合など、相応の理由があれば、募集要項4(5)ア及びその他の条件等を遵守すること、かつ本委託契約の処理単価から算出される総事業費の範囲内であることを条件に、本市と事前協議の上、再商品化計画変更申請書を国に提出し、審査を経て、改めて認定されれば、再商品化手法毎の比率を変更することは可能です。
19	07-2 企画提案書	有価物について	一連の行程図において、選別・中間処理施設の先に「有価物」とありますが、具体的にどのようなものを想定されているのかご教示ください。	選別・中間処理工程で発生する不適物については、上記No. 6の回答にもあるとおり、本市の処理施設等において処理することを想定していますが、このうち、不適物に含まれる有価物を独自処理する場合や、本市の処理施設で処理できない不適物を有価物として独自処理する場合に当該項目を記載してください。そうでない場合は、当該項目は削除してください。